

## 公的研究費の使用に関するコンプライアンス教育等実施計画

### I. コンプライアンス教育の実施方法

1. コンプライアンス教育の対象者  
公的研究費の運営・管理等に関わる下記の職員に対して実施する。  
(1) 研究者：研究所長、次長、研究室長（ディレクター含む）、研究員、イノベーション・アーキテクト、研究補助職員  
(2) 事務局：事務局長及び事務局（総務部、事業支援部、イノベーション推進室）の職員
2. 実施体制・実施方法  
コンプライアンス推進責任者（総務部長）の責任の下、コンプライアンス教育担当者（コンプライアンス推進責任者が指名）が実施する。  
各部室長（コンプライアンス推進副責任者）は、各部室の職員の受講を管理・把握する。
3. コンプライアンス教育の時期、回数  
【研修会としての開催】
  - ・新規職員着任時（4～6月）：1回
  - ・科学研究費に関する内部説明会実施時（9～11月）：1回これらとは別に必要に応じて随時、実施する。  
受講後に誓約書（受講確認書）を提出する。  
【個別実施】  
各部室毎あるいは個別に、コンプライアンス教育を受講（下記、4.に記載のコンテンツやe-learningで学習する）し、各部室長（コンプライアンス推進副責任者）が受講者から誓約書（受講確認書）を取りまとめて、コンプライアンス推進責任者に提出する。
4. コンプライアンス教育の内容  
文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1350200.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm)  
あるいは  
公募機関等（JST等）が指定するコンプライアンス教育用e-learning教材等を用いて学習する。
5. 未受講者に対する方策  
各部室長（コンプライアンス推進副責任者）が、各部室の未受講者に対して、随時あるいは個別に実施されるコンプライアンス教育を受講するように指導する。
6. 理解度の把握方法  
コンプライアンス教育実施時（受講後）に、受講者に対して内容を理解したことを確認する。
7. 理解度が低い受講者に対する方策  
コンプライアンス教育を再受講してもらう、あるいは個別に補足説明を実施する。
8. 理解度の把握結果の活用方法  
今後の不正防止対策やコンプライアンス教育内容の見直しに活用する。

### II. 誓約書の提出

1. 対象者  
コンプライアンス教育の対象者に同じ。
2. 誓約書の提出  
コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講者に対し、誓約書（受講確認書）の提出を求める。  
なお、誓約書の提出は、毎年度、コンプライアンス教育の実施に併せて提出を求める。